



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎 週 火 曜 日

目 次 示

▽里づくり計画の認定（上堅田里づくり協議会）	[産業振興局農政計画課]	2469
▽生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	[保健福祉局総務部保護課]	2469
▽生活保護法による医療機関の指定	[保健福祉局総務部保護課]	2469
▽生活保護法による施術者の指定	[保健福祉局総務部保護課]	2470
▽生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	[保健福祉局総務部保護課]	2471
▽生活保護法による介護機関の指定	[保健福祉局総務部保護課]	2472
▽生活保護法による指定介護機関の名称等の変更	[保健福祉局総務部保護課]	2477
▽生活保護法による指定介護機関の事業の休止	[保健福祉局総務部保護課]	2477
▽結核予防法による指定及び指定を辞退した医療機関	[保健福祉局保健所予防衛生課]	2477
▽道路法による市道路線の認定及び廃止（鶴甲東1号線ほか）	[建設局道路部管理課]	2478
▽道路法による歩行者の一般交通の用に供する道路の指定（鷹取駅北6号線及び甲南山手1号線）	[建設局道路部管理課]	2480
▽道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（住吉村合併57号線）	[建設局道路部管理課]	2481
▽道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（篠原北4号線）	[建設局道路部管理課]	2481
▽放置自転車等の撤去及び保管	[建設局東部建設事務所]	2481
▽放置自転車等の撤去及び保管	[建設局中部建設事務所]	2483
▽放置自転車等の撤去及び保管	[建設局西部建設事務所]	2484
▽放置自転車等の撤去及び保管	[建設局西建設事務所]	2486

公 告

▽神戸国際港都建設事業鷹取東第二地区震災復興土地区画整理審議会の委員選挙の選挙期日	[都市計画総局区画整理部都市整備課]	2487
▽神戸国際港都建設事業鷹取東第二地区震災復興土地区画整理審議会の委員選挙の選挙人名簿の縦覧	[都市計画総局区画整理部都市整備課]	2488
▽保管施設、荷捌き施設、加工場、梱包場、検査場、その他港湾関連事業施設建設のための事業用地の借受人の公募（中央区港島9丁目）	[みなと総局振興部企業誘致課]	2488
▽住吉呉田まちづくり協定の締結	[都市計画総局計画部地域支援室]	2489
▽建築基準法による認定の取消し（長田区五位ノ池町）	[都市計画総局建築指導部建築安全課]	2489
▽建築基準法による安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定及びその図書の縦覧（長田区五位ノ池町）	[都市計画総局建築指導部建築安全課]	2489
▽事業計画の変更（新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業）	[都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所]	2490
▽事業計画の変更に係る設計の概要を表示する図書の写しの縦覧（新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業）	[都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所]	2491
▽建築基準法による安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定及びその図書の縦覧（垂水区高丸6丁目）	[都市計画総局建築指導部建築安全課]	2491
▽都市再開発用地の譲受人及び借受人の公募（ポートアイランド第2期）	[みなと総局振興部企業誘致課]	2491
▽開発行為に関する工事の完了（東灘区御影町）	[建設局総務部宅地開発指導課]	2494

区 役 所

▽臨時運行許可番号標の失効
[兵庫区まちづくり推進部市民課] 2494

水 道 局

▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定
[水道局総務部庶務課] 2495

監 査 委 員

▽監査公表 [監査事務局第 1 課] 2495

選 挙 管 理 委 員 会

▽法定連署数 [選挙管理委員会事務局] 2500

告 示

神戸市告示第533号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第17条第1項の規定により、平成19年2月21日付で上堅田里づくり協議会（神戸市西区平野町堅田402-5）を里づくり協議会として認定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年3月2日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市告示第548号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 病院，診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
古田内科	灘区森後町2丁目3番15号	平成19年1月5日
本多医院	兵庫区浜山通2丁目4番10号	平成19年1月31日
東田外科医院	長田区御屋敷通2丁目5番14号	平成18年12月31日
小野クリニック	須磨区千守町1丁目5番21号	平成18年4月30日
赤星医院	垂水区東垂水3丁目9番1号	平成18年12月22日
安藤クリニック	垂水区塩屋町4丁目2番10号	平成18年12月31日
天川内科医院	東灘区魚崎北町5丁目7番26号	平成18年12月31日
明芳医院	中央区元町通4丁目6番17号	平成19年1月18日
雄岡病院	西区神出町小束野48番地の58	平成18年12月21日
内田歯科医院	長田区平和台町1丁目5番15号	平成18年12月31日
スカイ薬局	兵庫区水木通10丁目1番19号	平成18年11月30日
フレンド薬局	長田区大塚町6丁目1番14号	平成18年12月31日

2 指定訪問看護事業者等

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の名称	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン訪問看護ステーション御影	東灘区御影町御影字城ノ前1520番地の1	平成18年11月30日

神戸市告示第549号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の指定をしたので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
のぶさわ内科医院	東灘区魚崎北町5丁目7番26号	平成19年1月1日
おがわ内科クリニック	灘区灘北通10丁目1番3号-101	平成19年2月1日
東田外科胃腸科	長田区御屋敷通2丁目5番14号	平成19年1月1日
小野クリニック	須磨区須磨寺町2丁目7番地の5	平成18年5月1日
安藤クリニック	垂水区塩屋町4丁目2番10号	平成19年1月1日
竹森レディースクリニック	垂水区舞子台2丁目9番10号	平成19年2月1日
先山湯けむり診療所	北区有馬町1198番地	平成19年2月1日
先端医療センター	中央区港島南町2丁目2番地	平成18年9月1日
波多腰心療クリニック	中央区加納町6丁目6番1号	平成19年2月1日
雄岡病院	西区神出町小束野48番地の58	平成18年12月22日
内田歯科医院	長田区平和台町1丁目5番15号	平成19年1月1日
おおもり歯科医院	垂水区西舞子2丁目13番29号	平成19年2月1日
まさだ歯科医院	北区上津台1丁目5番地の3	平成19年2月1日
西垣歯科クリニック	西区樫野台5丁目4番地の4	平成18年4月1日
神戸薬局	兵庫区和田宮通6丁目1番28号	平成19年1月1日
スカイ薬局	兵庫区水木通10丁目1番19号	平成18年12月1日
長田フレンド薬局	長田区大塚町6丁目1番14号	平成19年1月1日
高倉台調剤薬局	須磨区高倉台4丁目2番6号	平成19年2月1日

2 指定訪問看護事業者等

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の名称	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン訪問看護ステーション御影	東灘区御影中町3丁目1番19号	平成18年12月1日

神戸市告示第550号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の指定をしたので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 柔道整復師

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
片岡 茂	片岡接骨院	垂水区日向1丁目5番1号-120	平成19年1月15日
高田 伸幸	ひばり接骨院	垂水区学が丘3丁目4番1号-130	平成19年2月8日
上山 晴也	西神鍼灸整骨院	西区春日台3丁目3番地	平成19年1月1日
畑 貴章	はた整骨院	垂水区舞多聞東3丁目2番地の23	平成19年2月3日

2 あんまマッサージ指圧師

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
初島 慎太郎	レイス治療院	中央区御幸通3丁目2番18号-506	平成18年11月1日

神戸市告示第551号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年 3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 居宅介護事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	廃止年月日
安藤 肇	垂水区塩屋町4丁目16番19号	安藤クリニック	垂水区塩屋町4丁目2番10号	平成18年12月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン訪問看護ステーション御影	東灘区御影町御影字城ノ前1520番地の1	平成18年11月30日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ東灘介護センター	東灘区住吉宮町3丁目15番15号	平成18年12月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン御影ケアセンター	東灘区御影町御影字城ノ前1521番地の6	平成18年11月30日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ灘介護センター	灘区森後町2丁目3番17号-202	平成18年12月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカながた介護センター	長田区若松町11丁目5番17号-110	平成18年12月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ須磨介護センター	須磨区白川台6丁目17番地の4	平成18年12月31日
有限会社ファイブシーズアセツ	兵庫区金平町1丁目13番10号	まんてん堂ホームヘルパーセンター板宿	須磨区大田町2丁目3番8号	平成19年 1月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ垂水介護センター	垂水区川原3丁目1番11号-202	平成18年12月31日
有限会社ケアサービスマイル	中央区南本町通2丁目3番8号	有限会社ケアサービスマイル	中央区南本町通2丁目3番8号	平成17年12月10日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ神戸三宮介護センター	中央区磯上通4丁目1番32号-308	平成18年12月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ西神戸介護センター	西区南別府1丁目13番4号	平成18年12月31日

2 居宅介護支援事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン御影ケアプランセンター	東灘区御影町御影字城ノ前1520番地の1	平成18年11月30日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ東灘介護センター	東灘区住吉宮町3丁目15番15号	平成18年12月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ須磨介護センター	須磨区白川台6丁目17番地の4	平成18年12月31日

株式会社アミカ	東京都港区東麻布 1丁目28番13号	アミカ垂水介護セ ンター	垂水区川原 3 丁目 1 番11号-202	平成18年12月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布 1丁目28番13号	アミカ西神戸介護 センター	西区南別府 1 丁目 13番 4 号	平成18年12月31日

3 介護予防事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 丁目10番 1 号	株式会社コムスン 訪問看護ステーシ ョン御影	東灘区御影町御影 字城ノ前1520番地 の 1	平成18年11月30日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布 1 丁目28番13号	アミカ東灘介護セ ンター	東灘区住吉宮町 3 丁目15番15号	平成18年12月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 丁目10番 1 号	株式会社コムスン 御影ケアセンター	東灘区御影町御影 字城ノ前1521番地 の 6	平成18年11月30日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布 1 丁目28番13号	アミカ灘介護セン ター	灘区森後町 2 丁目 3 番17号-202	平成18年12月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布 1 丁目28番13号	アミカながた介護 センター	長田区若松町11丁 目 5 番17号-110	平成18年12月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布 1 丁目28番13号	アミカ須磨介護セ ンター	須磨区白川台 6 丁 目17番地の 4	平成18年12月31日
有限会社ファイブ シーズアセッツ	兵庫県金平町 1 丁 目13番10号	まんてん堂ホーム ヘルパーセンター 板宿	須磨区大田町 2 丁 目 3 番 8 号	平成19年 1 月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布 1 丁目28番13号	アミカ垂水介護セ ンター	垂水区川原 3 丁目 1 番11号-202	平成18年12月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布 1 丁目28番13号	アミカ神戸三宮介 護センター	中央区磯上通 4 丁 目 1 番32号-308	平成18年12月31日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布 1 丁目28番13号	アミカ西神戸介護 センター	西区南別府 1 丁目 13番 4 号	平成18年12月31日

神戸市告示第552号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の指定をしたので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年 3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 居宅介護事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	廃止年月日
藤井 公男	西区春日台 2 丁目 5 番地の16	ふじい皮ふ科クリ ニック	兵庫区駅南通 5 丁 目 2 番 8 -102号	平成18年 4 月 1 日
安藤 誠	垂水区塩屋町 4 丁 目16番19号	安藤クリニック	垂水区塩屋町 4 丁 目 2 番10号	平成19年 1 月 1 日
竹森 正幸	東灘区御影山手 2 丁目 1 番38号	竹森レディースク リニック	垂水区舞子台 2 丁 目 9 番10号	平成19年 2 月 1 日

波多腰 正隆	垂水区五色山3丁目1番20号-704	波多腰心療クリニック	中央区加納町6丁目6番1号	平成19年2月1日
大森 茂樹	垂水区舞子台8丁目11番15号	おおもり歯科医院	垂水区西舞子2丁目13番29号	平成19年2月1日
日本メディカルシステム株式会社	千葉県市川市塩焼2丁目1番1号	神戸薬局	兵庫区和田宮通6丁目1番28号	平成19年1月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン 訪問看護ステーション御影	東灘区御影中町3丁目1番19号	平成18年12月1日
有限会社アーバン・トータル・サービス	東灘区深江本町4丁目5番17号	有限会社アーバン・トータル・サービス	東灘区深江本町4丁目5番17号	平成19年1月15日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン 御影ケアセンター	東灘区御影中町3丁目1番19号	平成18年12月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ東灘介護センター	東灘区住吉宮町3丁目15番15号	平成19年1月1日
特定非営利活動法人こころ	東灘区魚崎北町6丁目9番10号	特定非営利活動法人こころ	東灘区魚崎北町6丁目9番10号	平成19年1月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ灘介護センター	灘区森後町2丁目3番17号-202	平成19年1月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカながた介護センター	長田区若松町11丁目5番17号-110	平成19年1月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ須磨介護センター	須磨区白川台6丁目17番地の4	平成19年1月1日
株式会社ファイブシーズヘルスケア	東灘区住吉山手7丁目6番3号	まんてん堂ホームヘルパーセンター板宿	須磨区大田町2丁目3番8号	平成19年2月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ垂水介護センター	垂水区川原3丁目1番11号-202	平成19年1月1日
特定非営利活動法人再起会	中央区筒井町3丁目2番15号	再起会	中央区筒井町3丁目2番15号	平成19年2月1日
有限会社ケアサービススマイル	中央区加納町3丁目10番4号	有限会社ケアサービススマイル	中央区加納町3丁目10番4号	平成18年4月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ神戸三宮介護センター	中央区磯上通4丁目1番32号-308	平成19年1月1日
株式会社なごみ	名古屋市市中川区高畑1丁目94番地	株式会社なごみ神戸店	中央区港島中町5丁目1番地の1	平成19年2月1日
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	中央区磯上通3丁目1番32号	西在宅福祉センター	西区春日台5丁目174番地の10	平成18年4月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ西神戸介護センター	西区南別府1丁目13番4号	平成19年1月1日
有限会社ティー・シー・エス	中央区東川崎町1丁目3番6号	ゆずりは	東灘区御影山手2丁目22番22号	平成19年1月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	コムスンのやわらぎ 垂水舞子	垂水区西舞子2丁目12番53号	平成18年9月1日

2 居宅介護支援事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン 御影ケアセンター	東灘区御影中町3丁目1番19号	平成18年12月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ東灘介護センター	東灘区住吉宮町3丁目15番15号	平成19年1月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ須磨介護センター	須磨区白川台6丁目17番地の4	平成19年1月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ垂水介護センター	垂水区川原3丁目1番11号-202	平成19年1月1日
有限会社ケイホワイト	中央区元町通6丁目8番10号	有限会社ケイホワイト ケアプランセンターうさぎ	中央区元町通6丁目8番10号	平成19年1月1日
株式会社HCM	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ西神戸介護センター	西区南別府1丁目13番4号	平成19年1月1日

3 特定福祉用具販売事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
有限会社コース	東灘区深江北町3丁目10番12号	ひかりケアセンター	東灘区深江北町3丁目10番12号	平成18年4月1日
株式会社なごみ	名古屋市市中川区高畑1丁目94番地	株式会社なごみ神戸店	中央区港島中町5丁目1番地の1	平成19年2月1日

4 介護予防事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	廃止年月日
藤井 公男	西区春日台2丁目5番地の16	ふじい皮ふ科クリニック	兵庫区駅南通5丁目2番8-102号	平成18年4月1日
安藤 誠	垂水区塩屋町4丁目16番19号	安藤クリニック	垂水区塩屋町4丁目2番10号	平成19年1月1日
竹森 正幸	東灘区御影山手2丁目1番38号	竹森レディースクリニック	垂水区舞子台2丁目9番10号	平成19年2月1日
波多腰 正隆	垂水区五色山3丁目1番20号-704	波多腰心療クリニック	中央区加納町6丁目6番1号	平成19年2月1日
大森 茂樹	垂水区舞子台8丁目11番15号	おおもり歯科医院	垂水区西舞子2丁目13番29号	平成19年2月1日
日本メディカルシステム株式会社	千葉県市川市塩焼2丁目1番1号	神戸薬局	兵庫区和田宮通6丁目1番28号	平成19年1月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン 訪問看護ステーション御影	東灘区御影中町3丁目1番19号	平成18年12月1日
有限会社コース	東灘区深江北町3丁目10番12号	ひかりケアセンター	東灘区深江北町3丁目10番12号	平成18年4月1日

有限会社アーバン・トータル・サービス	東灘区深江本町 4 丁目 5 番 17 号	有限会社アーバン・トータル・サービス	東灘区深江本町 4 丁目 5 番 17 号	平成19年 1 月 15 日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号	株式会社コムスン 御影ケアセンター	東灘区御影中町 3 丁目 1 番 19 号	平成18年 12 月 1 日
株式会社HCM	東京都港区東麻布 1 丁目 28 番 13 号	アミカ東灘介護センター	東灘区住吉宮町 3 丁目 15 番 15 号	平成19年 1 月 1 日
特定非営利活動法人こころ	東灘区魚崎北町 6 丁目 9 番 10 号	特定非営利活動法人こころ	東灘区魚崎北町 6 丁目 9 番 10 号	平成19年 1 月 1 日
株式会社ニッシン ケアサービス	兵庫区下沢通 4 丁目 9 番 5 号	株式会社ニッシン ケアサービス神戸 東事業所	灘区岩屋北町 4 丁目 5 番 20 号	平成18年 4 月 1 日
兵庫県高齢者生活 協同組合	中央区八幡通 4 丁目 1 番 12 号	デイサービス篠原の里	灘区篠原本町 3 丁目 2 番 21 号	平成19年 2 月 1 日
株式会社HCM	東京都港区東麻布 1 丁目 28 番 13 号	アミカ灘介護センター	灘区森後町 2 丁目 3 番 17 号-202	平成19年 1 月 1 日
株式会社HCM	東京都港区東麻布 1 丁目 28 番 13 号	アミカながた介護センター	長田区若松町 11 丁目 5 番 17 号-110	平成19年 1 月 1 日
株式会社HCM	東京都港区東麻布 1 丁目 28 番 13 号	アミカ須磨介護センター	須磨区白川台 6 丁目 17 番地の 4	平成19年 1 月 1 日
株式会社ファイブ シーズヘルスケア	東灘区住吉山手 7 丁目 6 番 3 号	まんてん堂ホームヘルパーセンター 板宿	須磨区大田町 2 丁目 3 番 8 号	平成19年 2 月 1 日
合資会社みずほ介護 理研	垂水区清水通 3 番 15 号	みずほ介護理研	垂水区中道 2 丁目 2 番 14 号	平成18年 4 月 1 日
株式会社HCM	東京都港区東麻布 1 丁目 28 番 13 号	アミカ垂水介護センター	垂水区川原 3 丁目 1 番 11 号-202	平成19年 1 月 1 日
特定非営利活動法人 再起会	中央区筒井町 3 丁目 2 番 15 号	再起会	中央区筒井町 3 丁目 2 番 15 号	平成19年 2 月 1 日
有限会社ケアサー ビススマイル	中央区加納町 3 丁目 10 番 4 号	有限会社ケアサー ビススマイル	中央区加納町 3 丁目 10 番 4 号	平成18年 4 月 1 日
株式会社HCM	東京都港区東麻布 1 丁目 28 番 13 号	アミカ神戸三宮介護センター	中央区磯上通 4 丁目 1 番 32 号-308	平成19年 1 月 1 日
株式会社なごみ	名古屋市中川区高畑 1 丁目 94 番地	株式会社なごみ神戸 店	中央区港島中町 5 丁目 1 番地の 1	平成19年 2 月 1 日
社会福祉法人神戸市 社会福祉協議会	中央区磯上通 3 丁目 1 番 32 号	西在宅福祉センター	西区春日台 5 丁目 174 番地の 10	平成18年 4 月 1 日
社会福祉法人神港園	西区神出町東 1188 番地の 345	神港園ホームヘルプ センター	西区神出町東 1188 番地の 345	平成18年 4 月 1 日
株式会社HCM	東京都港区東麻布 1 丁目 28 番 13 号	アミカ西神戸介護センター	西区南別府 1 丁目 13 番 4 号	平成19年 1 月 1 日
有限会社ティー・シー・エス	中央区東川崎町 1 丁目 3 番 6 号	ゆずりは	東灘区御影山手 2 丁目 22 番 22 号	平成19年 1 月 1 日

5 地域包括支援センター

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会	東灘区御影中町2丁目3番23号-107	ライフケアみかげあんしんすこやかセンター	東灘区御影中町2丁目3番23号-105	平成18年4月1日
社会福祉法人博由社	明石市大久保町大窪字高岡2573番地の16	灘の浜高齢者介護支援センター（HAT灘の浜あんしんすこやかセンター）	灘区摩耶海岸通2丁目3番9号	平成18年4月1日
兵庫県高齢者生活協同組合	中央区八幡通4丁目1番12号	高齢者生協ひらのあんしんすこやかセンター	兵庫区下三条町8番20号	平成18年4月1日
兵庫県高齢者生活協同組合	中央区八幡通4丁目1番12号	高齢者生協ながたあんしんすこやかセンター	長田区大橋町9丁目4番6号	平成18年4月1日
社会福祉法人翔美会	北区道場町塩田3080番地	やすらぎの里道場あんしんすこやかセンター	北区道場町塩田3080番地	平成18年4月1日
社会福祉法人神港園	西区神出町東1188番地の345	神港園シルビアあんしんすこやかセンター	西区神出町東1188番地の345	平成18年4月1日
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	中央区磯上通3丁目1番32号	西在宅福祉センター（あんしんすこやかセンター）	西区春日台5丁目174番地の10	平成18年4月1日

6 特定介護予防福祉用具販売事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
有限会社コース	東灘区深江北町3丁目10番12号	ひかりケアセンター	東灘区深江北町3丁目10番12号	平成18年4月1日
株式会社なごみ	名古屋市中川区高畑1丁目94番地	株式会社なごみ神戸店	中央区港島中町5丁目1番地の1	平成19年2月1日

神戸市告示第553号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年 3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

居宅介護事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人神港園	西区神出町東1188番地の345	(新)神港園ホームヘルプセンター (旧)シルビアヘルパーステーション	西区神出町東1188番地の345	平成15年 4月 1 日

神戸市告示第554号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年 3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

居宅介護支援事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	休止年月日
特定非営利活動法人ひょうごWAC	兵庫区水木通 4 丁目 1 番17号-101	特定非営利活動法人ひょうごWAC	兵庫区水木通 4 丁目 1 番17号-101	平成18年12月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 丁目10番 1 号	株式会社コムスン神戸北ケアセンター	北区鈴蘭台南町 4 丁目 1 番10号-202	平成18年12月31日

神戸市告示第555号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した医療機関及び同条第4項の規定により指定を辞退した医療機関は、次のとおりであるので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示します。

平成19年 3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定医療機関

指定日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成19年 1月 4 日	東田外科胃腸科	東田 武	神戸市長田区御屋敷通 2 丁目 5 -14
平成19年 1月 4 日	のぶさわ内科医院	延沢 彰	神戸市東灘区魚崎北町 5 丁目 7 -26

平成19年 2月1日	おがわ内科クリニック	小川 秀美	神戸市灘区灘北通10丁目 1-3-101
平成19年 2月15日	アイリス薬局 長田店	ヤツデ(株)	神戸市長田区長田町2丁目 3-19
平成19年 2月15日	アイ薬局	ヤツデ(株)	神戸市長田区東尻池町1 丁目5-19
平成19年 2月16日	アイ薬局 三宮店	ヤツデ(株)	神戸市中央区加納町4丁目 10-16
平成19年 1月30日	高倉台調剤薬局	高松 義幸	神戸市須磨区高倉台4丁目 2-6
平成19年 2月9日	長田フレンド薬局	(株)フロンティア	神戸市長田区大塚町6丁目 1-14
平成19年 3月1日	日本調剤六甲アイランド 薬局	日本調剤(株)	神戸市東灘区向洋町中2 丁目13アーバングルメポ ート2階

2 指定を辞退した医療機関

辞退日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成19年 1月4日	東田外科医院	東田 昭二	神戸市長田区御屋敷通2 丁目5-14
平成19年 2月5日	本多医院	本多 平八郎	神戸市兵庫区浜山通2丁目 4-10
平成19年 2月16日	永原婦人科・心療内科	永原 廉士	神戸市須磨区神の谷7丁目 1-2
平成19年 2月9日	フレンド薬局	(株)リゲルコーポレーショ ン	神戸市長田区大塚町6丁目 1-14
平成19年 2月16日	アイ薬局 和田岬店	ヤツデ(株) 代表取締役 大東菜穂子	神戸市兵庫区和田宮通5 丁目2-3
平成19年 2月16日	アイ薬局 三宮店	ヤツデ(株) 代表取締役 大東 菜穂子	神戸市中央区加納町4丁目 10-16
平成19年 2月15日	アイリス薬局 長田店	ヤツデ(株) 代表取締役 大東 菜穂子	神戸市長田区長田町2丁目 3-19
平成19年 2月15日	アイ薬局	ヤツデ(株) 代表取締役 大東 菜穂子	神戸市長田区東尻池町1 丁目5-19

神戸市告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、市道路線を次のように認定し、及び廃止する。その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成19年 3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点
鶴甲東1号線	神戸市灘区一王山町2番35地先	神戸市灘区高羽字瀧ノ奥1番26地先
鈴蘭台南町23号線	神戸市北区鈴蘭台南町4丁目8番12地先	神戸市北区鈴蘭台南町4丁目8番10地先
桂木61号線	神戸市北区桂木4丁目1番88地先	神戸市北区桂木4丁目2番140地先
桂木62号線	神戸市北区桂木4丁目2番71地先	神戸市北区桂木4丁目2番190地先
桂木63号線	神戸市北区桂木4丁目1番103地先	神戸市北区桂木4丁目1番80地先
桂木64号線	神戸市北区桂木4丁目1番117地先	神戸市北区桂木4丁目1番96地先
桂木65号線	神戸市北区桂木4丁目2番30地先	神戸市北区桂木4丁目2番29地先
桂木66号線	神戸市北区桂木4丁目2番63地先	神戸市北区桂木4丁目2番59地先
桂木67号線	神戸市北区桂木4丁目2番75地先	神戸市北区桂木4丁目2番11地先
桂木68号線	神戸市北区桂木4丁目2番66地先	神戸市北区桂木4丁目2番81地先
桂木69号線	神戸市北区桂木4丁目2番95地先	神戸市北区桂木4丁目2番80地先
桂木70号線	神戸市北区桂木4丁目2番106地先	神戸市北区桂木4丁目2番90地先
桂木71号線	神戸市北区桂木4丁目2番101地先	神戸市北区桂木4丁目2番145地先
桂木72号線	神戸市北区桂木4丁目2番159地先	神戸市北区桂木4丁目2番169地先
桂木73号線	神戸市北区桂木4丁目2番109地先	神戸市北区桂木4丁目2番109地先
桂木74号線	神戸市北区桂木4丁目2番131地先	神戸市北区桂木4丁目2番96地先
桂木75号線	神戸市北区桂木4丁目2番130地先	神戸市北区桂木4丁目2番130地先
桂木76号線	神戸市北区桂木4丁目2番135地先	神戸市北区桂木4丁目2番134地先
桂木77号線	神戸市北区桂木4丁目2番175地先	神戸市北区桂木4丁目2番154地先
桂木78号線	神戸市北区桂木4丁目2番196地先	神戸市北区桂木4丁目2番196地先
塩屋北町63号線	神戸市垂水区下畑町字口唐戸369番10地先	神戸市垂水区塩屋北町2丁目24番8地先
名谷109号線	神戸市垂水区名谷町字春日手2290番10地先	神戸市垂水区名谷町字賀市3404番44地先
清水が丘1号線	神戸市垂水区清水が丘1丁目179番627地先	神戸市垂水区清水が丘1丁目179番628地先
南別府46号線	神戸市西区南別府1丁目3番30地先	神戸市西区南別府1丁目3番31地先
宮下47号線	神戸市西区宮下1丁目21番57地先	神戸市西区宮下1丁目21番56地先
宮下48号線	神戸市西区宮下1丁目21番67地先	神戸市西区宮下1丁目21番62地先
岡本3号線	神戸市東灘区岡本7丁目185番1地先	神戸市東灘区岡本7丁目1168番3地先
鈴蘭台142号線	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目1番19地先	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目1番12地先
つつじが丘112号線	神戸市垂水区名谷町字櫻ヶ谷1734番291地先	神戸市垂水区名谷町字櫻ヶ谷1734番287地先
小田1号線	神戸市西区櫨谷町松本字小田176番6地先	神戸市西区櫨谷町松本字小田195番地先
桜が丘145号線	神戸市西区桜が丘東町1丁目2番1地先	神戸市西区押部谷町栄字六反田922番5地先
鷹取駅北2号線	神戸市須磨区大池町5丁目1番6	神戸市須磨区大池町5丁目1番4
鷹取駅北3号線	神戸市須磨区大池町5丁目1番2	神戸市須磨区大池町5丁目1番4
鷹取駅北4号線	神戸市須磨区大池町5丁目1番7	神戸市須磨区大池町5丁目1番7
鷹取駅北5号線	神戸市須磨区大池町5丁目1番7	神戸市須磨区大池町5丁目1番7

鷹取駅北6号線	神戸市須磨区大池町5丁目1番7	神戸市須磨区大池町5丁目4番7
神出小束野1号線	神戸市西区神出町東字片山1167番167地先	神戸市西区神出町小束野字雌岡ノ下30番45地先
甲南山手1号線	神戸市東灘区本山町森字丈土248番2地先	神戸市東灘区本山町森字棚田236番2地先
大道1号線	神戸市長田区御船通4丁目14番2地先	神戸市長田区大道通3丁目19番地先
大道2号線	神戸市長田区大道通4丁目1番7地先	神戸市長田区蓮池町9番2地先
下村11号線	神戸市西区平野町下村字山下332番3	神戸市西区平野町下村字山下316番3

2 廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点
六甲村443号線	神戸市灘区篠原北町3丁目1014番104地先	神戸市灘区篠原北町3丁目63番地先
山田里355号線	神戸市北区山田町小部字ヲモ谷5番1地先	神戸市北区山田町小部字ヲモ谷1番1地先
原野小部線	神戸市北区桂木1丁目1番2地先	神戸市北区桂木1丁目1番2地先
石倉孫七線	神戸市北区有馬町字石倉410番1地先	神戸市北区有馬町字石倉407番1地先
有野里127号線	神戸市北区有野町有野字中通り1784番地先	神戸市北区有野町有野字中通り1791番地先
有野里266号線	神戸市北区有野町唐櫃字種池3079番地先	神戸市北区有野町唐櫃字種池3081番地先
長田里32号線	神戸市長田区高取山町2丁目58番1地先	神戸市須磨区禅昌寺町1丁目1番23地先
塩屋7号線	神戸市垂水区塩屋町1丁目407番1地先	神戸市垂水区塩屋町1丁目406番地先
伊川谷里826号線	神戸市西区伊川谷町長坂字長坂谷977番35地先	神戸市西区伊川谷町長坂字長坂谷975番地先
櫛谷村合併第40号線	神戸市西区櫛谷町谷口字古井725番2地先	神戸市西区櫛谷町谷口字古井725番2地先
平野里152号線	神戸市西区平野町向井字辻ノ口176番地先	神戸市西区平野町向井字辻ノ口176番地先
岩岡里402号線	神戸市西区岩岡町野中字中筋965番1地先	神戸市西区岩岡町野中字中筋965番3地先
葺合里2号線	神戸市中央区神仙寺通1丁目99番3	神戸市中央区葺合町字キイキ99番6
有野町合併第12号線	神戸市北区有野町二郎字澤36番1地先	神戸市北区有野町二郎字澤36番1地先
須磨里522号線	神戸市須磨区妙法寺字堂ヶ谷913番2地先	神戸市須磨区妙法寺字堂ヶ谷913番2地先
名谷奥畑91号線	神戸市垂水区名谷町字賀市3340番89	神戸市垂水区名谷町字賀市3340番87

神戸市告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、次の市道の全区間をもっぱら歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年 3月20日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 指定する道路の路線名
鷹取駅北6号線及び甲南山手1号線
- 2 指定する期日
平成19年 3月20日

神戸市告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成19年 3月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成19年 4月 3日まで一般の縦覧に供する。

平成19年 3月20日

神戸市
代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	住吉村合併 57号線	神戸市東灘区住吉山手2丁目 1841番11地先から	新	26.10	3.40
		神戸市東灘区住吉山手2丁目 1841番116地先まで	旧	26.10	2.70

神戸市告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成19年 3月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成19年 4月 3日まで一般の縦覧に供する。

平成19年 3月20日

神戸市
代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	篠原北4号 線	神戸市灘区篠原北町3丁目53 番11地先から	新	4.30	6.00
		神戸市灘区篠原北町3丁目53 番11地先まで	旧	4.30	6.00

神戸市告示第560号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年 4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪急岡本駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 46台 原動機付自転車 11台	平成19年2月1日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	J R摂津本山駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 5台		
	J R甲南山手駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 12台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神新在家駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台	平成19年2月5日	
	J R六甲道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 67台 原動機付自転車 13台		
	阪急六甲駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神魚崎駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 18台	平成19年2月7日	
	阪神青木駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 14台		
	阪神深江駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 19台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 2台	平成19年2月8日	
	阪急御影駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 6台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 50台 原動機付自転車 8台	平成19年2月14日	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神新在家駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 4台	平成19年2月15日	
	J R六甲道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 62台 原動機付自転車 32台		
	阪急六甲駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 4台		
	J R灘駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 4台	平成19年2月19日	
	阪急王子公園駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 1台		
	阪神大石駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 1台		
	灘区・東灘区長期放置	自転車 61台 原動機付自転車 2台		

魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪急岡本駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 34台 原動機付自転車 2台	平成19年 2月21日
	J R摂津本山駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 56台 原動機付自転車 5台	
	J R甲南山手駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 3台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 2台	平成19年 2月22日
	阪急御影駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 2台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 55台 原動機付自転車 14台	平成19年 2月26日

神戸市告示第561号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

- (1) 北保管所及び岡場保管所

ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 火曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

- (2) 月が丘保管所

ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 水曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

- (3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から

1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
中央区小野浜町2番21号 三宮保管所	三宮駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 98台	平成19年2月5日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
		原動機付自転車 13台		
	元町駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 29台	平成19年2月7日	
		原動機付自転車 9台		
	春日野道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 15台		
		原動機付自転車 2台		
	三宮駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 13台		
		原動機付自転車 2台		
	三宮駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 41台	平成19年2月14日	
		原動機付自転車 7台		
	元町駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 31台	平成19年2月20日	
		原動機付自転車 3台		
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	三宮駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 41台		
		原動機付自転車 5台		
	春日野道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 13台		
	三宮駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 71台	平成19年2月22日	
		原動機付自転車 16台		
	元町駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 55台	平成19年2月26日	
		原動機付自転車 10台		
	元町駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 20台		
		原動機付自転車 2台		
	中央区長期放置	自転車 123台	平成19年2月27日	
		原動機付自転車 10台		
	神戸駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 87台	平成19年2月1日	
		原動機付自転車 11台		
	湊川駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 48台	平成19年2月8日	
		原動機付自転車 3台		
	新開地駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 43台		
		原動機付自転車 2台		
	兵庫駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 94台	平成19年2月13日	
		原動機付自転車 3台		
	和田岬駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 13台		
	神戸駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 89台	平成19年2月15日	
		原動機付自転車 8台		
	湊川駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 54台	平成19年2月19日	
		原動機付自転車 3台		
	新開地駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 25台		
		原動機付自転車 3台		
	兵庫駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 68台	平成19年2月28日	
		原動機付自転車 5台		
	和田岬駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 19台		
	兵庫区長期放置	自転車 125台	平成19年2月27日	
		原動機付自転車 7台		

神戸市告示第562号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 北保管所及び岡場保管所

ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 火曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

(2) 月が丘保管所

ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 水曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

(3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問　い　合　わ　せ　先
須磨区須磨浦通2丁目2番地 須磨保管所	須磨駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　22台 原動機付自転車　　2台	平成19年2月5日	須磨区妙法寺ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話　742-2424
須磨区中落合2丁目1-1 名谷保管所	名谷駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　28台 原動機付自転車　　9台	平成19年2月6日	
長田区西代通1丁目1番地 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　39台 原動機付自転車　　2台	平成19年2月8日	
	長田区管内長期放置	自転車　　　　　19台 原動機付自転車　　1台		
長田区駒栄町1丁目2番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　62台 原動機付自転車　　5台	平成19年2月15日	
	長田区管内長期放置	自転車　　　　　21台 原動機付自転車　　2台		

長田区駒栄町1丁目2番 西部保管所	鷹取（北）駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車	16台	平成19年2月19日
	鷹取（南）駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車	13台	
		原動機付自転車	3台	
	長田区管内長期放置	自転車	7台	
長田区西代通1丁目1番地 西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車	22台	平成19年2月20日
		原動機付自転車	1台	
	須磨区管内長期放置	自転車	38台	
須磨区中落合2丁目1-1 名谷保管所	名谷駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車	20台	平成19年2月21日
		原動機付自転車	7台	
	須磨区管内長期放置	自転車	2台	
長田区駒栄町1丁目2番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車	53台	平成19年2月22日
		原動機付自転車	1台	
	長田区管内長期放置	自転車	13台	

神戸市告示第563号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月20日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

- (1) 北保管所及び岡場保管所

ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 火曜日 木曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

- (2) 月が丘保管所

ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 水曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

- (3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車 の台数	撤去し、及び保管した年 月日	問　い　合　わ　せ　先
西区高塚台 6 丁目 西神保管所 電話　992－3763	西神中央駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　6 台	平成19年 2 月 2 日	西区玉津町今津字宮の西333番の 1 建設局西建設事務所 電話　912－3750
	西区学園西町 3 丁目 2 番地の 2 学園都市保管所 電話　795－4618	学園都市駅周辺自転車等放置 禁止区域 伊川谷駅周辺自転車等放置 禁止区域 伊川谷駅周辺長期放置	自転車　　　　　4 台 原動機付自転車　1 台 自転車　　　　　7 台 原動機付自転車　1 台 自転車　　　　　9 台	
西区高塚台 6 丁目 西神保管所 電話　992－3763	西神中央駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　20台 原動機付自転車　4 台	平成19年 2 月 7 日	
	西神中央周辺長期放置	自転車　　　　　1 台		
西区学園西町 3 丁目 2 番地の 2 学園都市保管所 電話　992－3763	学園都市駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　2 台 原動機付自転車　3 台	平成19年 2 月14日	
	伊川谷駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　4 台 原動機付自転車　3 台		
西区高塚台 6 丁目 西神保管所 電話　992－3763	西神中央駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　19台 原動機付自転車　2 台	平成19年 2 月15日	
		自転車　　　　　18台 原動機付自転車　1 台	平成19年 2 月20日	
西区学園西町 3 丁目 2 番地 学園都市保管所 電話　795－4618	学園都市駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　6 台	平成19年 2 月22日	
	学園都市駅周辺長期放置	自転車　　　　　1 台		
	伊川谷駅周辺自転車等放置 禁止区域	原動機付自転車　2 台		
	西管内路上長期放置	自転車　　　　　4 台 原動機付自転車　3 台	平成19年 1 月24日より 平成19年 2 月22日	
西区高塚台 6 丁目 西神保管所 電話　992－3763	西神中央駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　　　31台 原動機付自転車　5 台	平成19年 2 月27日	
	西神中央駅周辺長期放置	自転車　　　　　1 台		
	西管内路上長期放置	自転車　　　　　62台 原動機付自転車　3 台	平成19年 1 月30日より 平成19年 2 月27日	

公 告

神戸市公告第554号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による神戸国際港都建設事業鷹取東第二地区震災復興土地区画整理審議会の委員の選挙について、選挙期日を平成19年6月3日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告します。

平成19年3月2日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市公告第555号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による神戸国際港都建設事業鷹取東第二地区震災復興土地区画整理審議会の委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第20条の規定により作成した選挙人名簿を2週間公衆の縦覧に供するので、同令第21条第2項において準用する同令第3条の規定により次のとおり公告します。

平成19年 3月 2日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 縦覧開始の日
平成19年 4月 5日
 - 2 縦覧場所
神戸市須磨区戎町1丁目5番2号
「メゾン・ド・ヴィレ板宿」1階
鷹取東地区現地相談所
 - 3 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
-

神戸市公告第556号

ポートアイランド2期の区域の保管施設、荷捌き施設、加工場、梱包場、検査場、その他港湾関連事業施設建設のための事業用地（それら施設に付帯する事務所等の施設を含む）の借受人を次のとおり公募します。

平成19年 3月 2日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 貸付けに係る土地の場所
神戸市中央区港島9丁目11番1の一部
- 2 貸付けに係る土地の面積
1区画約3,305平方メートル
- 3 公募期間
平成19年 3月16日(金)から平成19年 3月23日(金)まで
- 4 借受人の決定
借受人は、別途配布する申込書の内容にもとづき、選考のうえ、追って申込者に通知する。
- 5 公募期間後の措置
当該公募期間中に借受けの申込みがなかった場合については、期間終了後（ただし、平成19年 3月31日までの申込みが対象となります。）いずれの場合も借受人は、別途書類選考のうえ、決定するものとします。
- 6 賃貸料等（平成18年度）
 - (1) 建物の所有を目的とする事業用定期借地権を設定する場合
10・15・20年の事業用定期借地権を設定する場合
 - ア 賃貸料
1平方メートル当たり月額385円
 - イ 賃貸借契約を締結した時に徴収する保証金
賃貸料の6箇月分に相当する額
 - (2) 野積場用地
 - ア 賃貸料

- 1 平方メートル当たり月額464円
イ 賃貸借契約を締結した時に徴収する保証金
賃貸料の6箇月分に相当する額

7 応募資格

公募のしおりを参照のこと。

8 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成19年 3月 5 日(月)から随時

(2) 配布場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所本庁舎 1 号館23階

神戸市みなと総局振興部企業誘致課

9 申込みの受付場所及び問い合わせ先

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所本庁舎 1 号館23階

神戸市みなと総局振興部企業誘致課

電話 (078) 322-5671 (直通)

神戸市公告第557号

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第9条第1項の規定により住吉呉田まちづくり協定を締結したので、同条第3項の規定により公告します。

平成19年 3月 2 日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市公告第558号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域（神戸市長田区五位ノ池町 2 丁目 1 番 1 の一部）内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請に係る認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により公告します。

平成19年 3月 2 日

（特定行政庁）神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市公告第559号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一団地内に2以上の構えを成す建築物で総合的設計によって建築されるものについて、その各建築物の位置及び構造が安全上、防火上、及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告します。

対象区域、各建築物の位置等を表示した図書は、神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課（神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号）において、一般の縦覧に供します。

平成19年 3月 2 日

（特定行政庁）神戸市長 矢 田 立 郎

公告認定対象区域

神戸市長田区五位ノ池町 2 丁目 1 番 1 の一部

神戸市公告第560号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月2日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 市街地再開発事業の種類及び名称**(1) 市街地再開発事業の種類**

第二種市街地再開発事業

(2) 市街地再開発事業の名称

神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業

2 事業施行期間

平成8年10月31日から平成22年3月31日まで

3 施行地区及び工区**(1) 施行地区**

神戸市長田区腕塚町4丁目の一部、腕塚町5丁目、腕塚町6丁目、腕塚町7丁目の一部、久保町4丁目の一部、久保町5丁目、久保町6丁目、久保町7丁目の一部、二葉町4丁目の一部、二葉町5丁目、二葉町6丁目の一部、二葉町7丁目の一部、駒ヶ林町1丁目の一部、駒ヶ林町2丁目の一部及び駒ヶ林町3丁目の一部

(2) 工区**ア 腕塚5第1工区**

神戸市長田区腕塚町4丁目の一部及び腕塚町5丁目の一部

イ 腕塚5第2工区

神戸市長田区腕塚町5丁目の一部

ウ 腕塚5第3工区

神戸市長田区腕塚町4丁目の一部及び腕塚町5丁目の一部

エ 久保5工区

神戸市長田区久保町4丁目の一部及び久保町5丁目

オ 二葉5第1工区

神戸市長田区二葉町4丁目の一部、二葉町5丁目の一部及び駒ヶ林町1丁目の一部

カ 二葉5第2工区

神戸市長田区二葉町4丁目の一部及び二葉町5丁目の一部

キ 腕塚6第1工区

神戸市長田区腕塚町6丁目の一部及び腕塚町7丁目の一部

ク 腕塚6第2工区

神戸市長田区腕塚町6丁目の一部及び腕塚町7丁目の一部

ケ 久保6第1工区

神戸市長田区久保町6丁目の一部及び久保町7丁目の一部

コ 久保6第2工区

神戸市長田区久保町6丁目の一部及び久保町7丁目の一部

サ 二葉6第1工区

神戸市長田区二葉町6丁目の一部及び二葉町7丁目の一部

シ 二葉6第2工区

神戸市長田区二葉町6丁目の一部、二葉町7丁目の一部、駒ヶ林町2丁目の一部及び

駒ヶ林町3丁目の一部

4 施行者の名称

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

5 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所内

6 事業計画の決定の年月日

平成8年10月31日

7 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日

平成19年2月28日

神戸市公告第561号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第55条第1項の規定により、兵庫県知事から神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同法第56条において準用する同法第55条第2項及び都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定により、当該図書を次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年3月2日

神戸市長 矢田 立郎

1 縦覧の場所

神戸市都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所

神戸市長田区腕塚町5丁目3番1-401号

2 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告第567号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一団地内に2以上の構えを成す建築物で総合的設計によって建築されるものについて、その各建築物の位置及び構造が安全上、防火上、及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告します。

対象区域、各建築物の位置等を表示した図書は、神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課（神戸市中央区加納町6丁目5番1号）において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月8日

（特定行政庁）神戸市長 矢田 立郎

公告認定対象区域

神戸市垂水区高丸6丁目2245番88の一部、2252番590の一部、2252番591の一部、2252番592の一部

神戸市公告第568号

ポートアイランド第2期都市再開発用地（工業地域）の譲受人及び借受人にかかる平成18年度の第7回公募を次のとおり行います。

平成19年3月8日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 分譲又は賃貸用地
神戸市中央区港島南町

	所 在	地 目	面 積
①	3丁目6番3の一部	雑種地	約3,300㎡
②		雑種地	約1,360㎡

2 公募期間

平成19年 3月20日(火)から 3月26日(月)まで

4 譲受人及び借受人の決定

譲受人及び借受人は、別途配布する申込書の内容にもとづき、選考のうえ決定し、追って申込者に通知します。

5 公募期間後の措置

当該公募期間中に譲受け又は借受けの申込みがなかった区画については、期間終了後、平成19年 3月31日まで先着順により申し込みを受け付けます。譲受人又は借受人は別途書類選考のうえ決定します。

6 分譲に関すること

(1) 一括払いによる場合

① 分譲価格

区 画	①約3,300㎡	②約1,360㎡
1 平方メートル当たり	149,400円	146,200円

② 分譲価格の割引制度

一定の要件に該当する場合は、割引制度をご利用いただくことができます。割引対象項目の該当数に応じて分譲価格を割引きます。

対象項目数	分 譲 単 価	
	①約3,300㎡	②約1,360㎡
1 項目	138,700円/㎡	135,500円/㎡
2 項目	128,000円/㎡	124,800円/㎡
3 項目	117,300円/㎡	114,100円/㎡
4 項目	107,600円/㎡	104,700円/㎡

③ 分譲代金の納入方法

一括払い《譲渡契約締結の日迄に土地譲渡代金の10%、土地引渡しの日迄に残額の90%をお支払ください。》

(2) 分割払いによる場合

① 分譲価格

区 画	①約3,300㎡	②約1,360㎡
1 平方メートル当たり	213,600円	210,400円

② 分譲代金の納入方法

分割払い《契約締結時の即納金を含め10回の元金均等払い。ただし、2年次の支払いより延納利息が発生します。年利率は契約年度当初（4月1日）の公定歩合の利率を適用します（平成18年 4月1日現在＝0.1%）》

7 賃貸に関すること

(1) 事業用借地（借地借家法第24条）による場合

- ① 期 間 10～20年
- ② 権利金 なし
- ③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額450円
- ④ 保証金 賃貸料（月額）の12～18か月分に相当する額

(2) 普通借地による場合

- ① 期 間 30年
- ② 権利金 分譲価格（1平方メートル当たり①約3,300㎡の区画は213,600円、②約1,360㎡の区画は210,400円に面積を乗じた額）の25%に相当する額
- ③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額270円
- ④ 保証金 賃貸料（月額）の6か月分に相当する額

(3) 賃貸料の減額

上記(1)－③及び(2)－③に定める賃貸料については、「神戸市公有財産規則の特例に関する規則（平成13年7月規則第28号）」により、各年次の賃貸料に対して次のとおり減額の適用を受けることができます。

減額率 1年目→4／5，2年目→3／5，3年目→2／5，4年目→1／5

(4) 賃貸料等の納入方法

別途配布する公募のしおりに定めるところによる

8 申込み条件等

(1) 対象業種

ポートアイランド第2期の都市再開発用地の用途に適合する業種
（製造工場等）

(2) 申込者の資格

自ら製造工場等を経営しようとする者。別途配布する公募のしおりに定める資格要件等を満たす者。

(3) その他の条件

- ① 約3300㎡の区画については、当該区画を一体的に利用することを前提に、分譲と賃貸を併用することも可能です。ただし、それぞれの場合における土地利用面積は、1,000㎡以上とし、また、当該区画上の建物等の配置又は構造等については別途協議させていただきます。
- ② 当該区画への道路及びインフラ等供給処理施設は、計画の見直しにより変更する場合があります。
- ③ 区画の分割及び周辺の整備等により、土地引き渡しに時間を要する場合があります。
- ④ 当該区画は海底地盤の粘土の改良を行なっている土地と行っていない土地にまたがっているため、建物の配置については一定の配慮が必要です。
- ⑤ 当該区画について賃貸借契約を締結し、借受けた場合においても、将来当該地を譲り受けることは可能です。ただし、分譲価格は、当該区画を将来譲渡する時点の更地としての価格によるものとします。

9 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成19年3月13日(火)から随時

(2) 配布場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館23階

神戸エンタープライズプロモーションビューロー内

神戸市みなと総局振興部企業誘致課

- 10 申込みの受付場所及び問い合わせ先
神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市役所本庁舎 1 号館23階
神戸エンタープライズプロモーションビューロー内
神戸市みなと総局振興部企業誘致課
電話 (078) 322-5703 (直通)
- 11 その他
次回公募区画及び実施時期等は未定です。

神戸市公告第578号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 3月20日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区御影町郡家字大蔵154
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
姫路市北条 1 丁目92番地
株式会社ノバック
代表取締役社長 立花 充
大阪市北区堂島浜 1 丁目 4 番 4 号
MID都市開発株式会社
代表取締役社長 工藤 英之
- 3 許可番号
平成17年 8月17日 第5516号

区 役 所

神戸市兵庫区公告第88号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年 3月規則第14号）第 5 条第 3 項の規定により公告します。

平成19年 3月 6 日

神戸市兵庫区長 竹 部 元 造

記

番号標に記載された番号	失効年月日	番号標の貸与を受けた者の住所及び氏名
神戸52-99神戸	平成19年 3月 6 日	神戸市北区ひよどり台 5 丁目 8 番 市営ひよどり台住宅57-404号 濱本 美恵子
神戸54-33神戸	平成19年 3月 6 日	神戸市北区山田町小部字藤木谷 2 番地 松本 韶二郎

水 道 局**神戸市水道告示第15号**

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年 3月神戸市水道管理規程第10号）第 5 条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

平成19年 3月20日

神戸市水道事業管理者 石 井 真 澄

事 業 者			事 業 所		指定年月日
氏名又は名称	所 在 地	代表者(法人の場合)	名 称	所 在 地	
増田 稔	川西市出在家町16－ 5	増田 稔	フタキ工業	川西市出在家町16－ 5	平成19年 2月28日
橋原 俊二	垂水区西舞子 3 丁目 2－14	大強 起徳	ならはら住宅設備	垂水区西舞子 3 丁目 2－14	平成19年 2月28日
株式会社ホクサン須磨	長田区御屋敷通 5 丁目 5－13	木村 正行	株式会社ホクサン須磨	長田区御屋敷通 5 丁目 5－13	平成19年 2月28日
有限会社富士建設	阪南市和泉鳥取1452－ 2	瀬端 清一	有限会社富士建設	阪南市和泉鳥取1452－ 2	平成19年 2月28日

監 査 委 員**監査公表第14号**

平成19年 3月20日

神戸市監査委員 近 谷 衛 一
同 横 山 道 弘
同 白 井 洋 二
同 大 澤 和 士

監 査 公 表

地方自治法第242条第 1 項の規定により提出された住民監査請求（平成19年 1月 5 日及び 1月11日提出）について、同条第 4 項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表します。

記**請求人**

A他 全 2 名

第 1 請求の要旨

平成19年 1月 5 日及び11日に提出された措置請求書並びに平成19年 2月 5 日の陳述によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

神戸市長及び神戸市保健福祉局長は、社会福祉法人くすのき会（以下「法人」という。）の知的障害者入所更生施設「ひふみ園」(以下「施設」という。)の移転新築にあたり、虚偽の事実申請を基に、真偽を確認せずに、虚偽事実の申請に協力して、神戸市（以下「市」という。）の補助金交付を決定している。よって、市に対して、①新施設建設費補助金（以下「市補助金」という。）87,259,000円の支払いを予定していることを取り消すこと②国の厚生労働省に対して国庫補助交付決定の取消手続きを行うこと、③既に進めている施設建設工事を中止することを請求する。

理 由

- 1 法人は国庫補助金及び市補助金交付申請にあたり、現在の施設所在地が、危険な場所に存在するとの理由を主張しているが、これは虚偽である。
 - (1) 施設の所在地が「砂防指定地」であるとの兵庫県（以下「県」という。）神戸県民局長の証明書は、
 - ① 「砂防指定地」であるとの証明は危険区域である証明書ではない。
 - ② 砂防指定地から除外されている場所にも拘らず砂防指定地と証明している。なお、移転先も「砂防指定地」である。
 - (2) 国庫補助交付申請に添付の法人作成の「施設整備（移転改築）計画の概要」において、施設の所在地は県が指定している「砂防危険地域」「地すべり危険地域」「土砂災害の危険箇所」であると申請しているのは虚偽である。
 - (3) 市が厚生労働省に対して提出した国庫補助採択の要望書において、移転の必要性として、施設への最短ルートの途中にあるトンネルが狭く火災等緊急事態が発生した場合、消防車等は迂回路を経由しなければならないとしているが、消防署の救急出動報告書の実績では、連絡して9～10分以内で到着できており、緊急時対応困難な場所とは言えない。
- 2 移転先は、現在すでに建設工事中であるが、法律・条例に違反している。
 - (1) 「砂防法」、神戸市の「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」（以下「緑地条例」という。）に違反しており、市の財産に損害を与えている。
 - (2) 移転先は、もとは農地であったもので、農地転用許可の条件はレクリエーション施設であり、当該施設の建設は転用許可の条件に反し、農地法違反である。

第2 監査の実施

1 監査対象

請求人は、市からの国庫補助金交付申請について「公金を虚偽事実の申請によって交付を受けるのは不正行為である」、「『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』に違反した行為である。不当に補助金交付を受けている。」と主張し、国庫補助金の交付決定の取消を求めている。しかし、国庫補助金の交付は、住民監査請求の対象となる市の財務会計上の行為には該当しないため、本件監査の対象とはならない。

また、施設建設工事は、私人たる法人の行為及び私有財産に関するものであり、市の財務会計上の行為には該当しないため、本件監査の対象とはならない。

以上の理由により、監査対象は、平成18年度予算で支出が予定されている市補助金とする。

2 監査の実施

保健福祉局、建設局及び消防局の関係職員から事情を聴取したほか、関係書類について監査を実施した。また、県の所管事項については、担当部局より事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

- (1) 市補助金の対象となっている施設の概要は次のとおりである。

設置主体 社会福祉法人 くすのき会

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| ① 現在 | |
| ・所在地 | 中央区神戸港地方口一里山 1-150 |
| ・種別 | 知的障害者入所更生施設 |
| ・事業開始 | 昭和52年 4 月 |
| ・定員 | 入所80名、ショートステイ 5 名 |
| ・入所者 | 73名、ショートステイ 2 名
(平成19年 1 月31日現在) |
| ・施設規模 | 敷地面積 4,099.00㎡ |

鉄骨造，一部鉄筋コンクリート造 3階2棟ほか5棟
2,261.75㎡

・その他

昭和36年に施設の前身である知的障害児入所施設神戸学園が開設された。昭和42年の集中豪雨により施設は全壊し，その後施設を建て直し，昭和52年4月の男子棟の建築以降，順次他の建物の整備を行っている。

② 移転後

- ・所在地 北区山田町藍那字瀬戸ほか
- ・種別 同じ
- ・定員 入所70名，ショートステイ10名
地域交流スペース併設
- ・事業開始 平成19年度（予定）
- ・施設規模 敷地面積 9,965㎡
鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）2階1棟ほか2棟
延べ3,103.32㎡
〔現在に比べて増加した部分〕
地域交流スペース，和室（生活訓練等，外来者用），ボランティアルーム，喫茶室）

なお，移転地の選定については市は関与しておらず，法人が選定したものである。

- (2) 施設移転に伴う新施設建設の事業費は655,600,000円，その内市補助金は87,259,000円である（平成18年度予算）。なお，補助金の支出は，工事完了後確認のうえ支出されるものであり，現在の工事の進捗状況から平成18年度中の執行は困難であり，平成19年度に繰り越される見通しである。

2 判断

(1) 市補助金の申請及び交付決定について

社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する際に，市が市の補助金の交付先を選定するにあたっては，選定における公正の確保を図るとともに，あわせて当該整備事業の適正を期するため，神戸市民間社会福祉施設等整備審査会を設けて審査することとしている。

審査の内容については，神戸市民間社会福祉施設等整備審査会運営要領第3条において，「次の各号の区分に応じ，当該各号に掲げる項目について審査のうえ，当該整備事業の妥当性の適否を総合的に審査する。」として，補助対象施設・法人の選定が偏っていないか，国庫補助協議基準との整合性等の項目にわたって審査を行っている。

その結果，総合評価は「適当」として，承認されたものである。

実際，平成17年度国庫補助採択の要望にあたって市は，

- ① 当該施設は，『急傾斜地崩壊危険箇所』等の指定を受けた山中に位置しており，土砂災害の被害を受ける危険性が高い。
- ② 同園への最短ルートの途中にあるトンネルが狭く，火災等緊急事態が発生した場合，消防車等は迂回路を経由しなければならない。
- ③ 現在の施設のほとんどは，昭和50年代前半に新築または改築したものであり，老朽化が進んでいる。また，飲料水は井戸水を使用している。

を移転の必要性としてあげていることから，危険な地域であることのみをもって移転の必要性を判断したものとは言えない。

(2) 請求人の主張する理由について

請求人が主張する虚偽の事実に基づく申請であるとする理由1については，以下のとおり判断する。

① 理由1(1)について

請求人は、県の証明書を発行した部署が、証明書を出す機関でもなく証明書の様式もないこと、決裁権者が当該出先事務所に常駐していないことなどをもって不審な書類としている。

この点について、県の組織として正式な決裁を経て、公印の押印されている文書である以上、県の正式の文書と解することができる。

ところで、この件について県に確認したところ、砂防指定地台帳と証明書の指定地の表現に差異があり、「宇治川左岸1号谷・2号谷溪流指定」とすべきところを、誤って「宇治川左1谷右2号谷溪流指定」と記載したとのことであった。これは、平成4年作成の砂防指定地台帳によるべきところを、更正前の平成2年作成の台帳によって証明書を作成したために起こった単純な誤記であるが、当該地が「砂防指定区域図」においても、砂防指定地であることを確認した上で証明書を交付したものであり、当該地が砂防指定地であることには変わりはないとのことである。

なお、移転先も一部砂防指定地がかかっているが、砂防指定地は、土砂の生産を促すような行為を制限する必要がある土地や流れ出す土砂の量を調節するため砂防えん堤や護岸といった砂防設備を設ける必要がある土地を指定するもので、制限行為（土地の造成や建物の建築など）を行うのに許可制をとっている地域であって、このことから直ちに危険か否かを断定すべきものではない。

② 理由1(2)について

「砂防危険地域」、「地すべり危険地域」の用語は、請求人の主張するように、法律用語としてはない。

請求人は、「土砂災害危険箇所」の指定はないと主張しているが、兵庫県土砂災害ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）によれば、「土石流危険溪流等」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「急傾斜地被害想定区域」、及び「山腹崩壊危険地区」の総称として「土砂災害危険箇所」の用語が示されている。このうち施設の現在地は、「急傾斜地崩壊危険箇所」に該当するとともに、施設に接する北側から東側にかけては「土石流危険溪流」に該当することから、「土砂災害危険箇所」の用語を用いたものと推測され、必ずしも誤りともいえない。

なお、請求人がその主張の根拠としている提出資料では、施設の所在地を神戸市立若者の家（平成18年8月31日廃止）と誤認している。

確かに法人の提出書類中には、用語の誤りが認められるのは事実であるものの、他の種別の危険な地域等に該当することも事実であり、請求人の主張のみを持って危険でないとは判断すべきものではない。

この点、市の審査会資料や国への補助金の早期採択要望での市作成の文書においては、法人の使用している用語そのものを用いずに、「急傾斜地崩壊危険箇所」等の危険地域であることを示す用語に置き換えている。この点で、市の交付決定の判断においては、法律等に不案内な法人側の趣旨を汲み取った上で、市として判断した上のものといえ、請求人のいう「真偽を確認せず」には該当しないものといえる。

③ 理由1(3)について

施設へのアクセスは、国道428号線（有馬街道）の金清橋から七三峠のトンネルを通過する経路（最短コース）と、再度山ドライブウェイの二本松の分岐点から進入するコースの2経路がある。

請求人は、2件の救急出動報告書の事例をあげて、消防署に連絡して9～10分以内で救急車は施設に到着できており、緊急時対応困難な場所とは言えないと主張している。

このうち所要時間9分の事例は、施設の車で金清橋まで搬送してきたものを、救急車

に乘せ換え搬送したものであり、施設到着ではなく、金清橋到着までの時間でしかない。

もう1件は、七三峠のトンネルを通過し、施設到着までの所要時間が10分の事例である。七三峠のトンネルは、高さ制限から救急自動車がかろうじて通過できる大きさであり、基本的には二本松の分岐点から進入するコースが原則であるため、所要時間が10分というのは、最短の時間と考えられる。

なお、平成17年中の全市平均の現場到着時間は5.7分である。

また、消防車両についてはトンネルの高さ制限から通行不可能であり、二本松の分岐点から進入するコースをとることとなる。

更に、消火栓は当該場所に水量22.5tの屋外補助消火栓があるが、それ以外の最寄りの水利は、約750m離れた兵庫39区900番防火水槽(30t)若しくは約900m離れた猩々池であり、屋外補助消火栓で対応できない場合は、これらの最寄りの水利を利用するしかない。

以上のことから、救急、消防の両面からいっても「現在の所在地は緊急時対応困難な場所とは言えない」とは断じられない。

請求人が主張する法律・条例違反に関する理由2については、以下のとおり判断する。

① 理由2(1)について

緑地条例は、緑地の保全等の重要度により、緑地の保存区域、保全区域、育成区域の3つに分類している。保存区域では緑地に影響を及ぼす行為(土地の形質の変更、木竹の伐採)は原則禁止となるが、保全区域、育成区域は、自然地や樹林地の一定割合を確保することにより、このような行為をすることが可能な、いわば自然と開発の調和を図る区域である。移転地は育成区域に位置しており、当初土地の形質の変更のみであったものが、施主・代理人・施工業者間の連携不徹底により変更許可申請の手続きをとらずに無許可伐採を行ったものである。

このため、市は育成区域の許可基準は確保されていたことから、実態違反ではなく手続き違反と認定し、始末書及び是正計画の承認を行い、是正工事の履行確認を行っている。今回の違反行為は、変更手続きがされていれば許可できる範囲のものであり、是正工事等を行ったことにより違反行為は治癒しており、市の財産に損害を与えているものとはいえない。

また、砂防法違反についても、県より指導がなされており、今回の違反行為は、許可申請手続きがなされていれば許可できる範囲のものである。また、木竹の伐採についても、既に原状回復措置がなされていることから、県においても問題はないとのことである。

② 理由2(2)について

県の農地転用許可関係文書は10年保存であり、当該物件に係る申請書等の文書は存在しないと聞いており、公文書により経緯を明らかにし、違法性を問うのは困難である。

また、農地法違反による処分や指導を行うという動きも聞いていない。

また、請求人は、その他の留意事項として、平成17年2月10日社援発第0210013号厚生労働省社会・援護局長の通知文(「(5)社会福祉施設等設備整備費については、平成17年度よりこれを廃止することとしているので了知願いたい」)を引用して「虚偽事実をデッチ挙げてでも、この年度の国庫補助の獲得を図ったものと推測できる。」としている。

しかし、平成17年度よりこれを廃止することとしている補助金は、設備整備費であって、本件の社会福祉施設等施設整備費の補助とは別の補助金である。

第4 結論

第3 監査の結果で述べたとおり、市補助金の交付決定にあたっては、当該地域が危険か否かのみで判断されるものではなく、市補助金の交付の必要性を総合的に判断した上で決定

されるものであり、この点については審査項目にのっとって評価されたものである。評価にあたっては、所在地が土砂災害の被害を受ける危険性が高いことのみではなく、施設の老朽度や消火、救急活動の困難性などの改善や、入所者の地域生活への移行や社会復帰に取り組みやすいことなどを総合的に判断した結果である。

確かに、法人作成の書類には、請求人の主張するような誤りや用語の使用において正確性に欠けるものは見られるものの、施設の現在の所在地は、県の調査による「急傾斜地崩壊危険箇所」に該当し、広く県民に情報提供されているものである。

また、法律・条例違反についても、事前に許可申請があれば許可される程度の軽微なものである。

よって、市補助金の交付決定に違法・不当は認められない。

以上のとおり、請求人の主張にはいずれも理由がなく、措置の必要を認めない。

選挙管理委員会

神戸市選告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成19年3月5日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩 城 修 吉

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	24,678
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	205,645
3 選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	272,311
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東 灘 区	54,902
灘 区	34,360
中 央 区	31,425
兵 庫 区	30,315
北 区	60,856
長 田 区	28,042
須 磨 区	46,158
垂 水 区	61,119
西 区	64,114